

傍聴のお願い！！

上司からの性暴力「PTSDで休職後、復職拒否・解雇」

東京税理士会支部元職員セクハラ・パワハラ裁判・控訴審が始まります。

ぜひ傍聴していただきますようお願いいたします。

10月3日(火)11:00 822号法廷

この裁判は東京税理士会神田支部の女性職員が、同会所属の税理士から性被害を受け、女性は神田支部に相談しましたが何の対応も取られず、逆に解雇された事件です。

2020, 11, 16 東京地方裁判所に地位確認及び損害賠償請求の裁判を提訴。
また、東京税理士会に「ハラスメント防止措置を求める要請書」を提出、厚生労働省で記者会見を行いました。

女性職員は神田支部の正規職員であり、主に総務に関する事務を担当していた。被告Bは神田支部の会員で総務部長だった。2019年8月女性職員はBから呼び出され、Bの税理士事務所の近くの飲食店で食事を共にした後、無理やりBの事務所に連れ込まれ暴行された。

女性職員は性被害を受けた直後に、神田支部の役員に相談。同役員はその後支部長やBにも事情を聞くなどした。当初は謝罪と償いを口にしてはいたが、何ら対応を取らなかった。女性職員はPTSDを発症、2019年10月より休職せざるを得なくなった。支部規定では休職期間は一切賃金は払われず、そののみか傷病手当金支払いを妨害し、弁護士からの申し入れでやっと2020年5月傷病手当金が支払われた。復職可否の判断をすることで、7~8人の役員で集団面接を行い、復職後に想定されるセクシャルハラスメントを例示し、それでも大丈夫という診断書を持参しろとの発言まで行った。女性職員は強い精神的ショックを受け、再度体調が悪化した。

神田支部は2020年6月1日からの復職命令を発した。女性職員は体調悪化と、支部の受け入れ態勢・職場での安全配慮が十分でないため当面の復職命令撤回を求めたが、神田支部はこれに応じず、2020年6月22日即日解雇した。

2023年3月27日、東京地裁民事36部は原告の本訴請求いずれも棄却、被告Bの反訴請求も棄却しました。

1, 被告Bの性的暴行の事実を認めなかった。

- 2, 被告支部の安全配慮義務違反を、認めなかった。
- 3, 職場復帰の判断と称して2020年4月22日の面談時、被告支部のハラスメント行為を認定しなかった。
- 4, 解雇を有効とした。

不当な判決です。

裁判長は以下の様に述べています。

本件性的暴行があったとする原告の供述は、その前後の客観的状況に照らし、事実と合致しない部分や、やや違和感や不自然な部分が認められ全体として、被告Bの供述に比べて合理的・自然であるとはいえない。

原告が、被告Bが述べるように自ら進んで被告Bとの性的行為に及んだのかは疑問なしとせず、原告の内心においては、そのような行為の当初から、不本意ながら応じていた可能性は否定できない。

他方、被告Bについても、会員1500名を有する被告支部の総務部長を務めるような社会的地位を投げ打ってまで、特段、親しい関係でもなかった原告に対し、強姦未遂又は強制ワイセツ罪に当たりうるような性的暴行をすることは俄かに考え難い。

余りにも時代が逆戻りしたかのような判決、控訴することになりました。
2023年6月9日東京高裁宛控訴理由書を提出しました。

女性職員は就職氷河期世代で、非正規社員を続けていました。
そのため東京税理士会神田支部に正規雇用された喜びも大きく、この地位を絶対に失いたくない思いが強く、少しの無理もいとわず、上司・会員役員から嫌われないよとの心遣い・勤務態度が、加害者Bの性暴力つながったのだとしたら二重の意味で裁かれるべきです。
被告B個人はもとより税理士会という団体そのものの見識が問われる裁判です。

— 職場からハラスメントを無くすため、2019年ILOで採択された「仕事の世界における暴力とハラスメント防止条約」日本でも一日も早い批准を。—

大谷邦孝(元銀行産業労働組合) 町田市南つくし野2-7-8

Tel 042-795-3225 携帯 080-5670-0431 mail otani@f03.itscom.net